

東部地区会覚え書き

第1条（会長候補の輪番制）

- 1) 会長候補は、本会の会員が5名以上となった施設（団体の賛助会員を除く）から輪番制で選出し、総会に会長候補として推薦する。
- 2) 新規に第1項に当てはまる会員数になった施設は、必然的に輪番制に加わる。但し、輪番の順番は輪番に加わる時点での会長施設の直前とする。
- 3) 現在輪番制に加わっている施設が、第1項を満たさなくなった場合は、幹事会および総会の承認を得た上で輪番制から抜ける。
- 4) 第3項に当てはまり、輪番から抜けた施設が再び第1項の条件を満たした場合は正規の輪番に加わる。但し、輪番から抜けている間に第2条の輪番を過ぎた施設は、加わる時点での会長施設の直後とする。

第2条（会長候補の輪番）

以下の順番とする。

1. 富士市立中央病院
2. 順天堂大学医学部附属静岡病院
3. NTT東日本伊豆病院
4. 富士宮市立病院
5. 沼津市立病院
6. 伊豆保健医療センター
7. 三島社会保険病院
8. 静岡県立静岡がんセンター
9. 国際医療福祉大学熱海病院
10. 財団法人 富士脳障害研究所附属病院
11. 財団法人芙蓉協会 聖隷沼津病院
12. 医療法人社団親和会 西島病院
13. 共立蒲原総合病院

但し、この順番は当該施設間の話し合いと幹事会の承認により、変更出来る。

第3条（県副会長候補の選出）

- 1) （社）静岡県放射線技師会の副会長候補1名の選出については県副会長候補選出委員が候補を選出して推薦する。
- 2) 県副会長候補選出委員は、第2条の東部地区会会長候補施設の所属長とする。
- 3) 県副会長候補選出委員は、県副会長より幹事会に改選の申し入れがあった場合に、その任にあたり県副会長候補選出の協議を行なう。また協議には副会長の出席を求めることができる。
- 4) 第3項の結果、県副会長候補を選出できない場合は第4条の輪番ブロックより選出する。
- 5) 県副会長候補選出の事務は、東部地区会会長施設が行う。

第4条（県副会長候補の輪番）

1. 伊豆ブロック（伊豆市・伊豆の国市・函南町・賀茂郡・伊東市・下田市）
2. 沼津ブロック（沼津市・清水町）
3. 三島北駿熱海ブロック（三島市・長泉町・裾野市・御殿場市・小山町・熱海市）
4. 富士ブロック（富士郡・富士市・富士宮市）

但し、この順番は当該ブロック間の話し合いにより変更出来る。

第5条（東部選出県理事候補の選出）

- 1）（社）静岡県放射線技師会の理事候補2名のうち、組織担当理事は会長を候補とし、他1名の選出については東部選出県理事候補選出委員が候補を選出して推薦する。
- 2） 東部選出県理事候補選出委員は、第2条の東部地区会会長候補施設の所属長とする。
- 3） 東部選出県理事候補選出委員は、県理事より幹事会に改選の申し入れがあった場合に、その任にあたり東部選出県理事候補選出の協議を行なう。また協議には県理事の出席を求めることができる。
- 4） 第3項の結果、東部選出県理事候補を選出できない場合は第6条の輪番ブロックより選出する。
- 5） 東部選出県理事候補選出の事務は、東部地区会会長施設が行う。

第6条（東部選出県理事候補選出の輪番）

1. 富士ブロック（富士郡・富士市・富士宮市）
2. 伊豆ブロック（伊豆市・伊豆の国市・函南町・賀茂郡・伊東市・下田市）
3. 沼津ブロック（沼津市・清水町）
4. 三島北駿熱海ブロック（三島市・長泉町・裾野市・御殿場市・小山町・熱海市）

但し、この順番は当該ブロック間の話し合いにより変更出来る。

第7条（東部選出県監事候補の選出）

- 1）（社）静岡県放射線技師会の監事候補1名（東部・中部・西部より2名選出）は、県副会長選出ブロック及び東部地区選出県理事選出ブロック以外のブロックより協議し選出する。
- 2） 但し、ブロック間の話し合いにより変更できる。

第8条（東部選出県表彰委員の選出）

- 1）（社）静岡県放射線技師会の表彰委員1名は、県副会長選出ブロック及び東部地区選出県理事選出ブロック以外のブロックより協議し選出する。
- 2） 東部選出県監事が在任の場合は当該ブロックを除いたブロックの協議により選出する。
- 3） 但し、再任は妨げず、ブロック間の話し合いにより変更できる。

第9条（東部選出県常任理事候補選出の輪番）

1. 沼津ブロック（沼津市・清水町）
2. 三島北駿熱海ブロック（三島市・長泉町・裾野市・御殿場市・小山町・熱海市）
3. 富士ブロック（富士郡・富士市・富士宮市）
4. 伊豆ブロック（伊豆市・伊豆の国市・函南町・賀茂郡・伊東市・下田市）

但し、この順番は当該ブロック間の話し合いにより変更出来る

第10条 技師長等会議の開催について

- 1) 2年を過ぎない間に一度、定例開催する。
- 2) 事務局および幹事会が必要と認めた場合、臨時開催することができる。

付 則

第11条（本覚え書きの改廃）

本覚え書きの改廃は幹事会で協議し、総会で承認する。

第12条（効力）

- 1) 本覚え書きは平成12年4月22日をもって実施する。
- 2) 第5条の輪番は1. 伊豆ブロック、第8条の輪番は1. 富士ブロックがその任を行ったものとする。

第13条（改定）

- 1) 本覚え書きは平成15年4月19日をもって改定する。
- 2) 第4条の輪番は2. 沼津ブロック、第6条の輪番は2. 伊豆ブロックがその任を行ったものとする。
- 3) 本覚え書きは平成16年4月17日をもって改定する。
- 4) 本覚え書きは平成20年3月22日をもって改定する。
- 5) 本覚え書きは平成22年3月27日をもって改定する。
- 6) 本覚え書きは平成24年3月17日をもって改定する。

平成12年4月22日 制定

平成15年4月19日 改定

平成16年4月17日 改定

平成20年3月22日 改定

平成22年3月27日 改定

平成24年3月17日 改定